

保育所における障害児保育および育児相談について

林 茂男(湘北短期大学)

研究目的

保育所における障害児保育の実態を把握して障害児の早期療育における保育所の現実機能を分析することにより乳幼児健診事業の事後指導体系における保育所の位置と機能を明らかにすると共に、保育所における育児相談の実態を分析して乳幼児に関わる相談機能の地域内拡散における保育所の現実機能を明らかにすることを目的とする。

方法

(1) 障害児保育については、実態調査資料(全国及び神奈川県)、行政資料(国及び神奈川県)の分析・検討と一部実地調査(神奈川県)により、(2) 育児相談については、行政資料(国、神奈川県)等の分析・検討と一部実地調査(神奈川県)、並びにアンケート調査(神奈川県内の保育所34カ所対象)をおこない、現状と問題点の把握に努めた。

結果の概要

(1) 障害児保育

国庫補助や地方自治体の助成措置によって障害児の受入れ保育所は数的にはかなりの普及をみており、全国的にも60%以上の保育所が障害児保育を実施しているものと推定される。しかし、実践の質(療育能力)の面では問題があり、平均的にみた場合保育所の障害児に関わる知識や技術の水準は必ずしも高いとはいえない。保育の方法は「統合保育」が圧倒的に多く、保育方法も自由保育が大勢を占めていて、障害児のための特別のプログラムをもっている所は少ない。連携保育や交流保育については一般に否定的な意見が根強いが、地域療育システムの中に組込まれて機能している保育所では治療教育を積極的に取り入れており、こうした先進的な保育所では連携を高く評価する傾向がある。

障害の種類、程度によっては保育所以外に適切な療育の場を設ける必要のある児童もいるので、障害児は全て統合保育可能あるいは統合保育が基本という短絡的な考えで措置されることのないよう、保育所と他の障害児関連諸機関との合理的機能分担を明確にする必要があるが、基本的には健診から指導までを一貫しておこなう保健・医療・民生・教育を統合化した地域療育システムを地域の実状に合わせて策定することが先決であり、その中に保育所を適切に位置づけることが基本である。

現在、早期療育における情報管理の一元化と療育の一貫性を保つためのシステム化とそこへの保育所の組込みが試みられているが、社会資源の整備状況や自治体の規模等によって具体的な姿は様々であり、保育所の役割についても合意に達しているとはいえない。この場合、最大の問題は対象者の処遇にかかわる関係諸機関の連携で、参加者の専門性水準差による一方的依存関係、臨床観の差に基づく処遇の差についての理解不足、専門性に対しての不信、情報管理における秘密保持についての不安、法制度上の制約を越えることへの抵抗等の様々な理由から、形式的な統合・連携は成立しても、実質的な部分の統合・連携は保障されない例が多く、実質的部分は未だ模索の段階である。特に、システムを機能させるためのキイ・パーソンやコーディネーターの養成と配置が必要と考えられる。

なお、保育所における障害児保育の質の向上のための当面の課題として次の事項が挙げられる。

(a) 障害児保育加算制度の検討

補助の方式として助成方式と指定方式があり、各方式ともメリット・デメリットがある。地域の療育体系の整備と事業の安定化がはかれるよう、地域の現実条件との関連でいずれかを選択できるような基準の策定が必要である。

(b) 保育者の資質の向上

保母に対する現任訓練をなお一層徹底する必要がある。研修・研究の機会を保障して基礎的能力の向上を図るとともに、専門スタッフによる巡回指導サービスを定期的におこない、技術指導と同時に担当者からの相談にも応じる体制を整備する必要がある。

保母養成においては、統合保育の意味やその内容、特に通常保育と治療保育との関係について指導者間に見解の相違が多く、教育体制も未整備である。保母養成課程の改訂により教科目に障害児保育に関する科目を必修科目として加えること、および保母養成機関に対してこれら教科目設置のための国庫補助を考慮する必要がある。

(c) 措置をめぐる混乱の整理

「障害があること」は「保育に欠けること」とする考えによって措置を巡って混乱がおきている。また、交流保育に際し二重措置が問題になっている。さらに少子化傾向を反映して、一部で保育所と療育施設との間で子どもの奪い合い現象が起きた例がある。こうした現場の混乱を解消・防止するための現実的な方途を検討する必要がある。

(d) その他

行政における機関委任事務の団体委任事務化に伴って、市町村の役割分担が大きく変化してきている。住民の受益の機会やサービスの水準の低下・不均衡化を防止するための方途を講じることが必要である。

(2) 育児相談

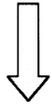
乳幼児にかかわる相談機関や相談機会は地域に多数あり、各機関がそれぞれ自己完結的に仕事をし

てその間に十分な連携が欠けている。この問題点を解決するには、基本的な地域養育システムの策定が先決で、その中に児童のケア方針を具体的に検討・協議できる規模の相談・指導システムを設定し、そこに保育所も含む各相談機関を的確に位置付けることが必須の条件である。しかし、現実には各相談機関の専門性に差がありすぎて、実質的な連携にはかなりの困難が予想される。現在おこなわれている保育所の育児相談はこのようなシステム化された形のものではなく、「保育所の保育に関する専門知識と技術を生かして育児についての相談に応じる」という程度のものである。行政資料およびアンケート調査によると神奈川県では公立および民間保育所のかなりの数が育児相談を手掛けているが、それに基づいて保育所の育児相談を概括するとおおよそ以下のものである（アンケート回答344保育所中172カ所、回答率50%に基づく概括、一部「家庭保育相談室運営実績報告」と実地調査資料を参考にした）。

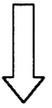
- (a) 相談実施保育所は172カ所中75カ所、未実施97カ所中31カ所は相談に関心をよせているが残り関心を示していない。未実施の理由は「保育所本来の業務さえ十分にできていないので相談にまで手がまわらない」と「意欲はあるが、予算・設備の関係で実施できない」が多く、公立保育所では上部機関の指示がない限り実施しない（できない）という意見が多い。
- (b) 実施保育所でも実際の相談件数は年に数件もしくは皆無という所もあり利用率に差がある。
- (c) 利用者は母親が圧倒的に多く、年齢は20代から30代にかけてが全体の90%以上を占めている。利用の動機は「家から近距離」、「保育所への入所の相談」等の他に「育児について詳しいと思う」、「自分の子どもと同じ年頃の子どもがいる」という理由が多い。
- (d) 相談内容はわがまま、乱暴、きょうだい喧嘩、反抗、うそ、などのいわゆる社会性、生活習慣、家庭環境、性格などに関連する問題の相談が多い。

以上の調査結果は一応保育所の現実水準に見合った相談が持込まれていることを示しているといえよう。しかし、保育所職員の育児相談に対する認識・理解度は必ずしも高くなく、相談担当能力も高いとはいえない。能力開発の意欲にも欠ける傾向がみられる（出来ることをやればよいのだから、スーパービジョンの必要はない、という意見が多く見られる）。早急に現任訓練の充実とスーパービジョン体制の整備により相談資質の向上を図る必要があると思われる。

なお、「育児」ならびに「相談」、またその両者を結合した「育児相談」は、もともと学際的な領域の問題であり、医学、心理学、保育学、相談学等のひとつの専門分野だけの問題ではなく、また単一分野のアプローチだけで解決できるような性質の問題でもない。それぞれの専門分野から見た「育児」・「相談」は「育児」・「相談」の全体像のごく一部にすぎないことに留意すべきである。科学的、合理的な「育児相談」のためには各領域の関係者が他分野の専門性を尊重しつつ自らの限界を認識し、かつ、閉鎖性・排他性を排除して相互に補完してゆく体制、いわばholisticな立場をとることが必要と考えられる。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



研究目的

保育所における障害児保育の実態を把握して障害児の早期療育における保育所の現実機能を分析することにより乳幼児健診事業の事後指導体系における保育所の位置と機能を明らかにすると共に、保育所における育児相談の実態を分析して乳幼児に関わる相談機能の地域内拡散における保育所の現実機能を明らかにすることを目的とする。